

2009(平成21)年10月1日

東京都新宿区本塩町9番地3司法書士会館4階  
日本司法書士政治連盟  
会長 田嶋規由様

埼玉県川越市大手町7番地16柴田ビル2階  
質問者 司法書士 広田博志

## 公開質問状

拝啓 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、私は、政治資金規正法(以下、「法」といいます)に基づき貴連盟(以下、「日司政連」といいます)が総務大臣宛に提出した政治資金収支報告書について、その記載内容に関する疑義がありますので、貴職に対し、下記のとおり質問する次第です。

つきましては、本書面到達後1カ月以内に、書面にてご回答いただきたくお願い申し上げます。  
なお、本質問状及びご回答いただく書面については、インターネットその他の媒体において全文を公開しますので予め申し添える次第です。

敬具

### 記

- 1 日司政連が総務大臣宛て提出済みの政治資金収支報告書(以下、「報告書」といいます)のうち、『個人の負担する党費又は会費』による収入及びこれを収めた員数として、次のとおり記載されています。

	個人の負担する党費又は会費	これを納入した人の数
平成19年分	5059万9250円	1万8443人
平成20年分	5137万7250円	1万9306人

しかし、日司政連の会員は、日司政連規約第5条によって、各都府県及び北海道4ブロックごとに設立されているとされる単位司法書士政治連盟(以下、「単位司政連」といいます)であり、個人の会員は1人もいません。

ですので、報告書の当該部分の記載は虚偽記載にあたり訂正する必要があると考えますが、いかががお考えでしょうか。

- 2 日司政連の構成員たる単位司政連が日司政連に収める「会費」は、法5条2項によって、「寄

附とみなす」と定義されています。寄附については、法12条1項1号口によって、年間5万円を超える場合、各別に、寄附者の名称及び金額等の明細を記載して報告しなければなりません。

しかし、報告書の『法人その他の団体からの寄附』『政治団体からの寄附』は、平成19年分及び同20年分いずれも「0円」と記載され、明細の記載もありません。

ですので、報告書の当該部分の記載は虚偽記載又は不記載にあたり訂正する必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

なお、「東京司法書士政治連盟」が東京都選挙管理委員会に提出している政治資金収支報告書には、日司政連に対し、『寄附・交付金』として各年とも4回にわたって次のとおりの「日司政連会費」を支出したことが明記されています。

平成19年分 総額820万8000円

平成20年分 総額863万7000円

複写

3 報告書には政治活動費の内訳として『組織対策費』があげられ、「中部ブロック」「関東ブロック」などの、「〇〇ブロック」という名称の者に対し金員を支払った旨が記載されています。

しかし、これら各ブロックは、日司政連の規約に基づいて日司政連内部に組織されている日司政連の機関であり、外部の独立した団体ではありません。これら各ブロックへ支出したとされる金員は、団体内部での科目の振替えにすぎず外部に支出し費消したものとはいえません。

ですので、報告書の当該部分の記載は虚偽記載にあたるとともに、現実に費消された金員があるのにそれが記載されていなければ不記載にあたるので、いずれも訂正する必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

4 前3項について、いずれも又はいずれかについて訂正する必要があるとお考えの場合、具体的に、どの内容について、いつまでに訂正する予定でしょうか。

以上4点について質問致します。

ところで、政治資金収支報告書の虚偽記載又は不記載については、「五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する」とされています(法25条)。もしも、上記期限内に回答なき場合や、回答及び訂正によっても違法の疑いが払拭されない場合には、刑事告発などの措置を検討することになりますので、念のため申し添える次第です。

以上

差出人  
〒350-0057 埼玉県川越市大手町7番地16柴田ビル2階

司法書士広田博志

受取人  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3司法書士会館4階

日本司法書士政治連盟 会長田嶋規由 様



この郵便物は平成21年10月1日  
第10273530680号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社  
受付通番: 2009100112374300100000号

2 / 2頁

